

南和広域医療企業団
令和5年第1回定例会

開 催 日

令和5年3月2日

南和広域医療企業団議会 令和5年第1回定例会会議録

目 次

○出席議員.....	1
○欠席議員.....	1
○傍聴者.....	1
○説明のため出席した者の職氏名.....	1
○職務のため出席した者の職氏名.....	2
○議事日程.....	2
○開会宣言.....	3
○開議宣告.....	3
○会議録署名議員の指名について.....	3
○会期の決定について.....	3
○発議第1号の上程、説明、質疑、委員会付託、討論、採決.....	3
○議第1号、議第2号、議第3号、議第4号、議第5号、議第6号、 議第7号、議第8号、議第9号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	5
○総務委員会委員長報告.....	6
○議第1号、議第2号、議第3号、議第4号、議第5号、議第6号、 議第7号、議第8号、議第9号の質疑、討論、採決.....	8
○閉会中の継続審議について.....	9
○閉会宣言.....	9
○議長挨拶.....	10
○企業長挨拶.....	10
○署名議員.....	11

南和広域医療企業団議会 令和5年第1回定例会会議録

令和5年3月2日（木） 午後2時05分開会

午後4時45分閉会

出席議員（13名）

1番	秋本登志嗣	2番	藤富美恵子
3番	藤本昌義	4番	北マユ美
5番	松田哲子	6番	脇坂博
7番	銭谷春樹	8番	別所誠司
9番	小西規夫	10番	和田晃裕
11番	玉岡紀生	12番	松本博行
13番	大丸仁志		

欠席議員（0名）

傍聴者（8名）

説明のため出席した者の職氏名

（南和広域医療企業団）

企業長	杉山孝	副企業長	園田正行
副企業長	松本昌美	事務局次長	大西和徳
総務企画課長	安満英之	人事課長	米田悟
医事課長	和田光司	財務課主幹	高橋修一
経営管理課長	中西哲也	施設用度課長	辻村早希子

（吉野病院）

事務長 大谷保

（五條病院）

事務長 佐々岡正

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	岡	眞	啓	書	記	安	満	英	之	
書記	成	田	篤	書	記	入	江	美	津	希

議事日程（第1号）

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定
諸報告 |
| 日程第3 | 発議第1号 | 南和広域医療企業団議会の個人情報の保護に関する条例の
制定について |
| 日程第4 | 議第1号 | 令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第
3号）について |
| 日程第5 | 議第2号 | 令和5年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について |
| 日程第6 | 議第3号 | 南和広域医療企業団 個人情報の保護に関する法律施行条
例の制定について |
| 日程第7 | 議第4号 | 南和広域医療企業団 情報公開・個人情報保護審査会設置
条例の全部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議第5号 | 南和広域医療企業団 情報公開条例の一部を改正する条例
について |
| 日程第9 | 議第6号 | 南和広域医療企業団 附属機関に関する条例の一部を改正
する条例について |
| 日程第10 | 議第7号 | 南和広域医療企業団 企業長等の給与及び旅費に関する条
例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議第8号 | 南和広域医療企業団 職員の定年等に関する条例等の一部
を改正する等の条例について |
| 日程第12 | 議第9号 | 南和広域医療企業団 職員定数条例の一部を改正する条例
について |

開会 午後2時05分

◎開会宣言

○杉山企業長

令和5年第1回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方にはご参集いただき、誠にありがとうございます。

さて、今定例会でご審議いただくのは、令和4年度病院事業会計補正予算案、令和5年度病院事業会計予算のほか、職員発議による条例制定案のほか、8件の条例制定・改正案件など、10議案でございます。

どうぞ慎重にご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

◎開議宣告

○秋本議長

それではこれより、南和広域医療企業団議会、令和5年第1回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員総数は、13名でございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立することを宣言いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名について

○秋本議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第104条の規定により、8番、別所誠司君、9番、小西規夫君、以上の2名を指名します。

被指名人にご異議がないものと認めます。

◎会期の決定について

○秋本議長

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日3月2日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○秋本議長

ご異議がないものと認めます。

よって、会期は、本日3月2日限りと決定いたしました。

次に地方自治法第292条において、準用する同法第121条の規定により、説明のため議場に出席を求めました文書の写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査の結果報告があり、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

次に、発議第1号を議題とします。

この際、お諮りします。

本案については、全議員の提案ですので、提出者からの説明、議案の質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○秋本議長

ご異議がないものと認めます。

よって、これより採決に入ります。

本案については、簡易採決により採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○秋本議長

ご異議がないものと認め、さように決めます。

お諮りします。

発議第1号について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○秋本議長

ご異議がないものと認めます。

よって、発議第1号については、原案どおりに決しました。

**◎議第1号、議第2号、議第3号、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、
議第8号、議第9号の上程、説明、質疑、委員会付託**

次に、本日企業長から議案9件が提出されました。

議案送付分の写し、並びに議案をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、議第1号から議第9号を一括議題といたします。

理事者側に提案理由の説明を求めます。

○杉山企業長

議長。

○秋本議長

杉山企業長。

○杉山企業長

それでは、私のほうから、ただいま提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、「議第1号」につきましては、令和4年度病院事業会計補正予算（第3号）でございます。新型コロナウイルスの患者、難病患者、また、がんの化学療法患者の増加等による費用の増加に伴い、予算の補正を求めるものでございます。

次に、「議第2号」につきましては、令和5年度の当初予算案でございます。

収益的収入は、110億8,775万6,000円、収益的支出は110億5,393万1,000円を計上しております。この結果、収益的収支では、3,382万5,000円の黒字となります。

次に、資本的収入につきましては、企業債の償還に充てる構成団体の負担金及び企業債など、あわせて20億1,208万5,000円であるのに対し、支出につきましては電子カルテの更新費用等を含む建設改良費及び企業債償還金等により、21億1,604万5,000円となり、不足する1億396万円につきましては、損益勘定留保資金から補填をすることとしております。

「議第3号南和広域医療企業団個人情報保護に関する法律施行条例の制定」及び「議第4号南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会設置条例の全部を改正する条例」、「議第5号南和広域医療企業団情報公開条例の一部を改正する条例」、「議第6号

南和広域医療企業団附属機関に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、いずれも個人情報の保護に関する法律が改正されましたことに伴い、条例の制定及び所用の改正を行おうとするものでございます。

「議第7号南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」は、奈良県人事委員会勧告等に基づき、企業長及び副企業長の期末手当支給割合の改正を行うため、また、「議第8号南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」につきましては、地方公務員法及び国家公務員法の改正等により、職員の定年年齢の段階的引上げ等の制度が導入されたことに伴い、当企業団においても当該制度を導入するため、条例の改正を行おうとするものでございます。

「議第9号南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正する条例」につきましては、医師の働き方改革及び定年延長制度の導入を受け、適正な人事管理を行うため職員定数の引上げをお願いするものでございます。

以上が、今回提出いたしました議案の概要でございます。

何卒、慎重にご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○秋本議長

ありがとうございます。ただいま杉山企業長から提案理由の説明を受けました。

お諮りします。

議第1号から議第9号については、質疑を省略し、直ちに総務委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○秋本議長

ご異議がないものと認め、さように決めます。

総務委員会開催のため、暫時休憩いたします。よろしく申し上げます。

◎総務委員会委員長報告

○秋本議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、総務委員会に付託いたしました議案の審査の経過と結果について、銭谷委員長の報告を求めます。

○銭谷委員長

議長。

○秋本議長

銭谷委員長。

○銭谷委員長

総務委員会委員長報告をさせていただきます。

本日、第1回定例会における会期内委員会を開催し、本会議におきまして付託された議案等につきまして、理事者側から説明及び報告を求め、審議を行いました。

それでは、当委員会に付託されました議案及び理事者側からの報告事項における審議の経過と結果について、ご報告申し上げます。

まず、「議第1号令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第3号）について」は、新型コロナウイルス患者・難病患者・化学療法患者の増加等に伴う収益及び費用の増加についての補正予算であります。

次に、「議第2号令和5年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について」は、収益的収支では、収入を118億8,775万6,000円、支出を110億5,393万1,000円とするものです。この結果、収益的収支は3,382万5,000円の黒字となっています。

一方、資本的収支は電子カルテの更新費用と、その財源に充当する企業債等により、収入で24億1,208万5,000円、支出で21億1,604万5,000円を計上しており、支出に対して収入が不足する額1億396万円については損益勘定留保資金で補填することとしています。

次に、「議第3号南和広域医療企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、「議第4号南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会設置条例の全部を改正する条例について」、「議第5号南和広域医療企業団情報公開条例の一部を改正する条例について」は、いずれも個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、条例の制定及び改正をするもので、個人情報の開示請求等に係る手数料や審査会への諮問事項など、法律により委任されている事項について定めるため、条例制定及び所要の改正をするものです。

次に、「議第7号南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、奈良県人事委員会勧告等に基づき、企業長及び副企業長の期末手当支給割合の改正を行うものです。

「議第 8 号南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について」は、地方公務員法及び国家公務員法の改正等に伴い、職員の定年年齢の段階的に引上げ等の制度を導入するための条例の改正を行うものです。

「議第 9 号南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正する条例について」は、医師の働き方改革及び定年延長制度の導入に伴い、適正な人事管理を行うため、職員定数の引上げを行うものです。

これら付託されました 9 議案については、いずれも当委員会で慎重審議を行い、各議案とも原案どおり可決することに決したことを報告いたします。

また、本委員会におきましては、理事者側からの報告事項として、「1、令和 4 年度診療状況について」「2、令和 4 年度決算見込について」の 2 件について説明を受け、発熱外来棟の利用方法、看護師の確保、電子カルテ共通化、通院バスの運行、産科の設置・周産期医療及び周辺道路の安全確保などについて闊達な意見交換を行いました。

以上が当委員会に付託されました議案及び理事者からの報告事項に関する審議の経過と結果であります。

また、議会閉会中の継続審査事項も、従前同様に議長に申し出ることにいたしましたので本会議でお諮りいただきますようお願いいたします。

報告の終わりに当たり、委員各位の集中した審議によりまして効率的な委員会運営が実現できましたことに厚くお礼申し上げ、委員長報告といたします。

**◎議第 1 号、議第 2 号、議第 3 号、議第 4 号、議第 5 号、議第 6 号、議第 7 号、
議第 8 号、議第 9 号の質疑、討論、採決**

○秋本議長

ただいま錢谷委員長から、付託をいたしました 9 議案について、ご報告がありました。

以上 9 議案につきましては、質疑及び討論を省略し、これより採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○秋本議長

ご異議がないものと認めます。

議第 1 号から議第 9 号につきましては、総務委員長報告どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○秋本議長

ご異議がないものと認めます。

よって、以上9議案につきましては、委員長報告どおり決しました。

◎閉会中の継続審議について

○秋本議長

次に、閉会中の継続審議についてお諮りします。

総務委員会委員長より、所管事項について、閉会中の継続審査の申出がありますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○秋本議長

ご異議がないものと認めます。

よって、会議規則第67条の規定により、委員長の申出どおり、所管事項について、閉会中の継続審査に付することにいたします。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全て議了いたしました。

お諮りします。

これで、本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○秋本議長

ご異議がないものと認め、さように決します。

◎閉会宣言

○秋本議長

これをもちまして、南和広域医療企業団議会令和5年第1回定例会を閉会いたします。

◎議長挨拶

○秋本議長

令和5年第1回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日開会いたしました定例会では、上程されました議案が全て滞りなく議了し、無事閉

会の運びとなりました。

「南和の医療は南和で守る」という基本理念を掲げ、平成28年の4月に南和広域医療企業団が発足いたしましてから、はやこの春で7年が経過いたします。

全国的にも有数の成功事例といわれる当企業団の取組が多くの人々から評価され、7年の間に数え切れない住民の命を救い、今後ますます南和医療圏の中核となっていくことが期待されておりますことは、ひとえに理事者をはじめ、職員各位のたゆまぬご尽力と、議員各位のご協力のたまものであると心より感謝申し上げますところであります。

「平均寿命」ではなく「健康寿命」を延ばすことが重要視される中であって、今後、企業団3病院に対する住民各位の期待は一層高まり、医療に対する住民のニーズも一層多様化していくものと思われまます。

理事者各位におかれましては、本日の審議過程における議員各位からの意見を踏まえ、住民各位が健やかで幸福な生活を送れる南和地域を実現するため、引き続きご努力いただきますようお願いいたします。

最後になりますが、議員各位におかれましても、健康には十分ご留意いただき、今後一層ご活躍賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます

◎企業長挨拶

○杉山企業長

令和5年第1回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会に提案いたしました議案につきまして、熱心にご審議を賜り、原案どおりご議決賜り、誠にありがとうございます。

本会議並びに総務委員会の審議の過程でいただきましたご意見、ご提言につきましては、これを尊重し、今後の企業団の運営に反映させるよう努めてまいります。

議員各位におかれましては、企業団の事業に対しまして、引き続きご支援をいただきますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

閉会 午後 4時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

令和5年3月2日

議 長 秋 本 登 志 嗣

署 名 議 員 別 所 誠 司

署 名 議 員 小 西 規 夫